

みなかみ

見守り
新鮮情報
No.144

断っているのに
しつこい勧誘電話
法律違反です

事例1 毎日のように「何にでも

効く」という健康食品の

勧誘電話がかかってくる。

あまりにしつこいので購入を

承諾してしまった。届いた

サプリを飲んでみたが効果も

ないし、金額も約11万円と

高額だ。年金生活で支払い

も厳しく、解約したい。

(80歳代)

再勧誘は法律違反!

ですよ!!



©Kurosaki Gen

事例2 お得な電気料金の
プランがあると電話が

かかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、

それには答えず「必要ない」と言っているのに、何度も

電話がある。電話が来ないようにしてほしい。(80歳代)

ひとこと助言

法律違反だよ



見守るくん

- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第465号 (2023年10月31日) 発行：独立行政法人国民生活センター

困った時の連絡先 みなかみ町地域包括支援センター

62-0540